

# 福井県美容会館利用規程（内規）

第1条 福井県美容会館は、次に掲げる業務を行うために使用する。

- (1) 美容業の振興を図るための研修会等の開催
- (2) 美容業の振興に関する調査、研究および情報提供の場
- (3) 前2号に掲げるもののほか、美容業の振興にふさわしいもの

第2条 別表に掲げる福井県美容会館の施設または設備を利用しようとする者は、別紙「福井県美容会館利用申込書」により利用申込みを行い、承認を受けなければならない。

第3条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的以外に施設等を使用しないこと。
- (2) 承認を受けた施設等を転貸し、または当該承認に基づく権利を譲渡しないこと。
- ②会館利用申込者は、車で来る参加者に次に掲げる事項を指示しなければならない。
  - (1) 美容会館の駐車場は、順次詰めて駐車し、移動を求められたときは速やかに移動に応じること
  - (2) 美容会館以外の駐車場に駐車することが認められた時は、その駐車場に誘導し、上記同様の指示を行うこと
  - (3) 美容会館等、定められた駐車場以外には駐車しないこと
- ③ その他、美容会館の管理上支障がある行為はしないこと。
- ④ 利用者は、会場の設営を行い、使用を終了した時は、現状に回復しなければならない。

第4条 別表に掲げる福井県美容会館の施設および設備を利用する者は、同表に掲げる利用料を納付しなければならない。

会館利用を取消した時の利用料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 申込時の申受開催日から8日前迄の利用取消しは全額利用料を返還する。
- (2) 申込時の申受開催日から7日以内の利用取消しは利用料金の70パーセントを返還する。

第5条 理事長は、特に必要があると認めるときは、利用料を免除することができる。

利用料の免除は次に掲げるものとする。

- (1) 福井県美容業生活衛生同業組合が事業を実施するとき
- (2) その他、理事長が特に必要と認めるとき

第6条 美容会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 美容会館の施設または設備を損傷し、または滅失すること
- (2) 美容会館内の秩序または風俗を乱す行為をすること
- (3) 理事長の承認を受けずに、物品の販売、寄付金の募集その他のこれに類する行為をすること。

第7条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、利用承認を取り消し、利用者に必要な措置を命ずることができる。

- (1) この規程に違反している者
- (2) 第5、3号の承認に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により承認を受けた者

附則

(施行期日)

1 この内規は、平成17年10月25日から施行する。